



ゆみこ 村議中島由美子通信

発行者／中島由美子後援会 会長 小野関 武利



特集



今の料金でいつまで飲める榛東村の水道 村の水道事業は公営企業会計です。

議会活動として、令和3年7月26日より、9月、12月、3月の全ての議会定例会にて一般質問を
してまいりました。前回の通信でお約束した水道料金特集は、先輩議員の皆様が取り組んできた
上水の不明水が約7千万円分あるという現状を改善するために、村民の皆様にお知らせし、良い
方法をお聞かせいただくという趣旨によるものです。

水道事業は、上水をつくりそれを村民や村内企業に使用していただきその売り上げで次の上
水をつくる事業です。

これまで議会では、「水をつくる供給単価や給水原価」がこれまでの議会で議論されていま
せんでした。それは、村の決算報告書を見て、公営企業法で義務付けられている「供給単価や給水
原価」が掲載されて無いことを不思議に思い、総務委員会活動を通じて明らかにしていただきま
した。今後はこの上水の供給単価や給水単価を村民の皆様にご覧になっていただき、水道料金を
安く! 適正な料金で提供していただける議会活動をしていきたいと思ひます。

■榛東村上水道事業会計より

(単位:円/m)

| 項目 | 令和元年度決算 | 令和2年度当初予算 | 令和2年度決算予定 | 令和3年度当初予算 |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 供給単価 | 138.38 | 146.82 | 147.96 | 150.84 |
| 給水原価 | 125.25 | 147.35 | 132.97 | 157.52 |

◎3回の定例会を通じて、3月定例会の総務委員会で中島村議の質問で明らかにすることができました。

◎単価等は総配水量によって確定しますが、予算の段階でその考え方を持つことが必要と思ひます。

◎水道料金に大きく影響している、榛東村農業用維持管理基金の残額

基金設置時は **24億円** → 令和2年3月末で **12億円** (令和元年で減少した額は約8,300万円)

▼3月定例会の議会だよりの原稿で提出したもの(4月9日号の予定)

問 村の水道料は新幹線
水対策で得た財源
を基にして、基金運用
をしていて、そのおかげ
で低料金になっていま
すか。
答 上下水道課長 基
金としてではなく、貸借
対照表で前受金として
計上し、この前受金を
定期預金等で運用して
います。現在の料金で
維持できているのは上
水道課で新幹線トン
ネル湧水関連施設を併
せて管理しているから
だと思ひます。

※原文は会議録等でご覧になれます。

令和3年度当初予算の 上水供給単価は

150.84円/m³

◎そんご中島由美子の公務の記録を今号では具体的に紹介させていただきます。



こどもの心に寄り添い、 村民の方がご自分や地域を 守れるコロナ対策を望みます。

子どもたちや村の明るい未来を信じて、行政情報を秘密にしないで、もっと提供し、
村民を信じましょう!

コロナの誹謗中傷、いじめや自殺の議論ばかりしないで、「誹謗中傷ゼロ」を目指した
教育や村づくりの取り組みをお願いします。

これから続くアフターコロナの社会でも安心な暮らしを提供できる村として、村民の
方、子どもたち、医療等の関係者、専門家、の皆さんで「コロナ禍でも榛東安心・検討会
議」などを立ち上げ、その検討結果を定期的に村民に情報発信が必要だと思ひます。
(行政が忙しくても、村民の方(議会)はご協力くださると思ひますよ。)

村や学校の行事等も感染を恐れて一律に中止するのではなく、開催時期の見直し
や内容の精選を行い、最新の医学的知見、地域の感染状況等を考慮しながら、「ど
うしたら実施できるのか」を模索し、かけがえのない「今」を、大切にしていきたいと思います。

◎ちなみに皆様にご心配をおかけしている、議場での懲罰に対するの私自身の地方自治
法に基づき弁明の全文を右に紹介いたします。

◎群馬県知事への「出席停止取り消し」とは。

議場において、2月の村内公共施設でのコロナ発生発言で「議会の品位を汚(け)
がした。」と3月11日に議会で出席停止の懲罰を受けましたが、翌12日群馬県知事
あてに「審決申請書」(知事へこの村議会の懲罰の不当を審査してもらい、知事名で
取消を命令してもらうための申請。)

3月下旬に、担当する群馬県総務部市町村課より、この審決申請は、地方自治法
により、「自治紛争処理委員会」を立ち上げ審議するために、弁護士をはじめとする
委員3人の指名と第1回の日程を詰めているとのことでした。

このことは、本来の議会活動以外のことで議員を縛る動きがありますので、この審
決の結論は、本来の議会の仕事を明らかにしてくれるものと思ひます。いろいろ言わ
れておるようですが、村の上位機関である、群馬県山本知事の法規に基づいた判断
を楽しみ待ちたいと思ひます。

ご心配をおかけしますが、今しばらくお待ちください。どうぞ、よろしくお願ひ申し上
げます。

※議場で読み上げた陳謝に対する弁明

弁 明 文

R2.5.15議運決定による新型コロナウイルス感染症対策に関する議
会対応について」の項目に「村内で発生した場合の対応」が設定され
ているので、村より発生した報告があるものと考え発言しましたが、その
後村長発案の全員協議会で教育長等より「公表されているもの以外
は議員に伝えるものではない。」という説明により発言を取り消しま
したが、全員協議会で、「群馬県の方針により、議員に伝えないと
の説明を受けましたが、真実は「新型コロナウイルス感染症陽性患者に関する個人
情報の提供及び保護に関する覚書」の締結で村が選択し群馬県
知事に届け出た個人情報の提供範囲に議員を入れていないのであ
ることが判明いたしました。現在、群馬県知事あてに情報開示請求
をしておりますので、その結果で明らかになると思ひます。

そのような、覚書を締結していること、議員に伝えないことを、あらか
じめ議会に明確に説明をいただければ、このような無用な議論は無
かったものと思ひます。

ただし、当然ながら議会の権能を果たすためには、吉岡町で新型コ
ロナウイルス感染症陽性の疑いが出た折に、保護者に発信すると同
時に議員にも情報提供してするなど、本村内においても新型コロナウ
イルス感染症陽性の疑いなどの情報は、関係者全体に流した時点で議
員に伝えられるべきであります。

なぜなら、本村内における感染症陽性の疑いで2千人近い村民が
困っている状況を「県の方針」の一言で個人情報の保護の観点から
知らせず、知らないふりをしろということは本末転倒であり、このよ
うな緊急事態に議会の権能を制限した議会活動をしろということ
を、理解することは村民の信頼を裏切ることと考えます。私は村民
の混乱や、困りごとに対して真摯に取り組む議員でありたいと思
っております。

以上、懲罰動議に対する私の弁明といたします。

令和3年3月11日 榛東村村議会議員 中島由美子

※当日読み上げるため、語尾が会議録と異なる場合がございます。



村議中島由美子通信に寄せられた皆様の声

議会の本来の活動は何？ 監査や懲罰で私たちの暮らしは良くなるんですね！

Q1 しんとう広報の議会の監査請求の結果報告って、どこで見られますか？

A1 詳細は村のホームページで、4月9日発行の議会だよりで、監査委員が監査した資料は中島由美子が総務課に情報公開請求して取得し確認をしています。なお、虚偽と指摘された工事の検査写真が欠落しているので原本の閲覧を監査委員に情報公開請求しましたが許可されませんでした。

Q2 全会一致で監査請求って、中島村議も賛成したん？

A2 はい、榛東村監査委員と議会は別の組織であり、それらの工事が行われた時から在任しているベテランの代表監査委員がおられ、公正な監査になると期待したのですが、地方自治法による関係人からの聞き取りなど公正な場所での発言の機会を待っていましたが、突然「不当」と報告され、広報にも掲載があり、それを見られた**当時の総務課長(上司)からも「広報の不当って何？」**と心配の電話がありましたので、現状を説明しました。
また、もとより議長から監査報告書が配布されていたので、上記など内容の疑義の申出を3月11日に議長に提出し、3月31日までに回答を求めましたが、回答はありませんでした。

Q3 議長からの回答が無いのはどういうこと？

A3 →**しょうがないので議長へ提出した文書を添えて**監査委員へ直接お聞きすることになりました。(内容は後日ホームページにアップいたします。)

Q4 監査の対象の工事はどんな工事でしたか？

A4 原発の代替エネルギーとしての太陽光発電施設**周辺対応の小さな工事**でした。皆さんの村有地(山林)を20年間貸して賃料や税金で多い時は年約1千万円の財源確保をするものと、白子の海ソーラーポートですでに売電収入は2億円を超えて、あと十数年毎年3000万円近い売電収入がある自主財源確保のためのものです。どれも10年くらい前の工事です。

Q5 監査報告はどんな内容でしたか？

A5 **1)まず、公正な監査とは**
→**住民の期待に応える監査の在り方は、地方自治法第199条3項で「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、常にその組織及び運営の合理化に努める」という趣旨にのっとりなされているかどうか**というような監査を行うよう規定されています。
2)報告書にある監査の着眼点からは
→**支払い(支出)は村長でなく、会計管理者(昔の収入役)の責任で行います。**しんとう広報3月号No601の14頁に掲載されている「不当事項」が計41項目もあるのに、なぜ当時の会計管理者が適正であると認め、支払ったかについてを確認するべきところですが、なぜか一切監査されていません。
3)村長が払えと言え、不当な事務でも会計管理者は払うでしょ！
→**①村長が支出を会計管理者に命令しても、会計管理者は1)法令又は、予算に違反していないこと、2)支払うべき債務が確定し、支払う額が確定していることを確認できなければ支払うことはできません。**
→**②なぜなら、地方自治法第232条第2項により支出命令審査権が会計管理者に与えられているからです。**だからこれらを支払ったということが真実なのです。
→**③ですから、約10年前に行われたこの工事の監査を「不当」と報告するのであれば、地方自治法第199項第8項で「関係人の出頭を求め」、「若しくは関係人について調査し」、若しくは「関係人に対し帳簿・書類・・・」と規定されているので、まずは、当時の会計管理者に出頭を求めなければ公正な監査といえないのではないのでしょうか。**

Q6 不当とされたところが適正であると分かりやすく証明できますか？

A6 はい。「不当12」個とされた平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護**工事金額260,400円**について確認してみましたので、以下に説明いたします。お読みいただければ、村民の方も「そうなんだ」とお分かりになると思います。
1)まずは、榛東村の財務規則の「随意契約適用要件等一覧No1」の該当箇所をご覧ください。

| 地方自治法施行令 | 契約の区分 | | 予定価格の設定 | | 見積書徴取 | 契約書等 | 検査調査 | その他 |
|-----------|--------|-------------------|---------|-----|--------------|-------------|-----------------------------|---|
| | 種別 | 金額要件 | 予定価格設定 | 積算 | | | | |
| 工事又は修理 | 工事又は修理 | 30万円以上 130万円未満 | 要 | 要 | なるべく 3人以上 | 請書徴取 | 省略可(ただし、請求書、支出命令書等に検査結果を記載) | 30万円未満のものにあっては、起工何い、検査は行いが、着工届け、工程表、現場代理人選任届等の受理・承認等については当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認 |
| | | 3万円以上 30万円未満 | 要 | 要 | 1~2人 | 契約書・請書とも省略可 | 請書徴取 | 省略可(た |
| 工事又は製造の請負 | 製造の請負 | 3万円未満 | 省略可 | 省略可 | 不要(特定要件含む) | 請書徴取 | 省略可(た | |

2)次に、監査報告書15頁の一部を以下にそのまま掲載します。(※原本はすべて黒字)

～前略～

オ 設計書に工事内容の記載はなく、設計額の積算については「白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事一式」と記載されているのみで、設計内**訳書は確認できない。**

カ 工事内容を示す**設計図面の存在は確認できない。**

キ 本件工事に係る**仕様書、施工条件等は確認できない。**

省略可とされ不当ではない

ク オ、カ及びキは、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工物品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に**違反していると認められる。【不当(法令等)】**

ケ 榛東村財務規則第196条第1項の規定に基づき、平成25年3月22日付けで予定価格を定め、**予定価格調査(工事用)が作成されている。**

② 入札(随意契約の場合は見積書の徴取)について
ア (不当項目でないで紙面の関係で省略)

省略可とされ不当ではない

イ 榛東村財務規則第197条第1項の規定に基づき、平成25年3月25日付けで見積書が3者から提出され、同条第2項の規定に基づき、同日付けで最低見積額提出者を契約締結者(請負者)に選定している。

ウ 本件工事の設計図書を見ると、①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計書には「**一式**」と記載されているのみで、設計内訳書、設計図面、仕様書、施工条件等を確認できないことから、この設計図書により見積依頼を受けた者が適切な工事価格を積算できたとは考え難い。【不当(その他)】

③ 契約締結について

ア 平成25年3月25日付けで、**請負金額は260,400円**である。

～不当項目でないで紙面の関係で中略～

省略可とされ不当ではない

⑧ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで検査調査書(委託その他用)が作成され、検査結果が報告されている。工事に係る検査調査書の制式については、検査調査書(工事用)が定められていることから、適正な制式を用いていない。

省略可とされ不当ではない

イ 検査調査書(委託その他用)によれば、検査は平成25年3月31日に行なわれ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。

ウ ①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計内訳書、図面、仕様書、施工条件を示す書類が存在せず、また、施工量、施工状況を確認することができないため、本件工事が「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを**確認することができない。**

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする**榛東村財務規則第204条第1項に違反していると認められる。【不当(法令等)】**

省略可とされ不当ではない

このように財務規則で【省略可】とされたものをこれ見よがしに【不当】とされており、適正な監査と言えない報告となっています。

最後に監査報告17頁、中段上には、「周囲の施設保護の必要性が生じた」という工事目的は妥当性がないものと言わざるを得ない。と決めつけていますが、**当時の関係者に何も聞かなくて想像だけで10日間の監査をしたのでしょうか？**

この事業は、村工場団地を造成して誘致し、四半世紀を超えた株式会社白子様の工場敷内に村の自然エネルギー発電所を設置し、いくばくかの自主財源を確保するために土地をお借りした。経済産業大臣お墨付きの20年間長期安定収入事業で、その間、担当者も何度も変わるだろうし、何も知らずにその地を訪れた時、芝生に埋まり古くなった工場用大型浄化槽の上に役場の車を止めることなど無きよう、また、パネル資材などの置き場として壊滅してしまった中庭の芝生の再生までの期間に車が入らないように保護柵等の工事でした。「**工事目的に妥当性が無い**」と何を基準にして監査したのでしょうか。

その他、2つの工事の監査もこのように不適切だと思いますので説明は省きます。疑問に思われた方はどうぞ、私までお尋ねください。

なお、法令については、地方自治法と地方財務実務提要等を参照しながら確認させていただきました。(中島由美子 拝)



現地の状況



現地の状況



後援会事務所びらき

4月10日(土) 午後2時～

中島由美子後援会

〒370-3502 北群馬郡榛東村山子田1488
(榛東地域未来創生塾 内)

TEL.FAX.0279-26-7123

E-mail:nakaic8@gmail.com

ショートメール:090-1458-8746



中島由美子
公式ホーム
ページ



中島由美子
Facebook
ページ

中島由美子

検索

みなさん、よろしく
お願いいたします。

